（４）被保険者証の記載事項に変更があったときは、14 日以内に、被保険者証を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。

（５）有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することができないため、速やかに、市町村に提出して、後期高齢者医療広域連合の検認又は更新を受けること。

（６）特別の事情がないのに保険料を滞納した場合、被保険者証を返還していただくことがあること。

（７）不正に被保険者証を使用した者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）により詐欺罪としての懲役の処分を受けることがあること。